

一管区水路通報第 1 1 号



平成 2 0 年 3 月 2 1 日

第一管区海上保安本部

第 1 2 1 項	北海道南岸	函館港	ケーソン置場設置
第 1 2 2 項	北海道南岸	函館港	土砂置場廃止
第 1 2 3 項	北海道東方	貝殻島	霧信号所廃止(予告)
第 1 2 4 項	北海道北岸	紋別港	生簀設置
第 1 2 5 項	北海道西岸	石狩湾港	防砂堤完成
第 1 2 6 項	北海道西岸	小樽港	小型船舶操縦訓練
第 1 2 7 項	北海道西岸	岩内港	防波堤について
第 1 2 8 項	北海道西岸	奥尻島	消波ブロック一部撤去
第 1 2 9 項	北海道西岸	奥尻島	岸壁築造工事
第 1 3 0 項	日本海北部	猿山岬南西方～礼文島	流し網漁業

水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手出来ます。

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>

FAX番号 0134-27-6190(ポーリングサービス)

0134-32-9319(情報ボックス)は昨年(H19年)12月で終了しました。

H20年1月以降FAXをご利用になる方は0134-27-6190(ポーリングサービス)をご利用ください。

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

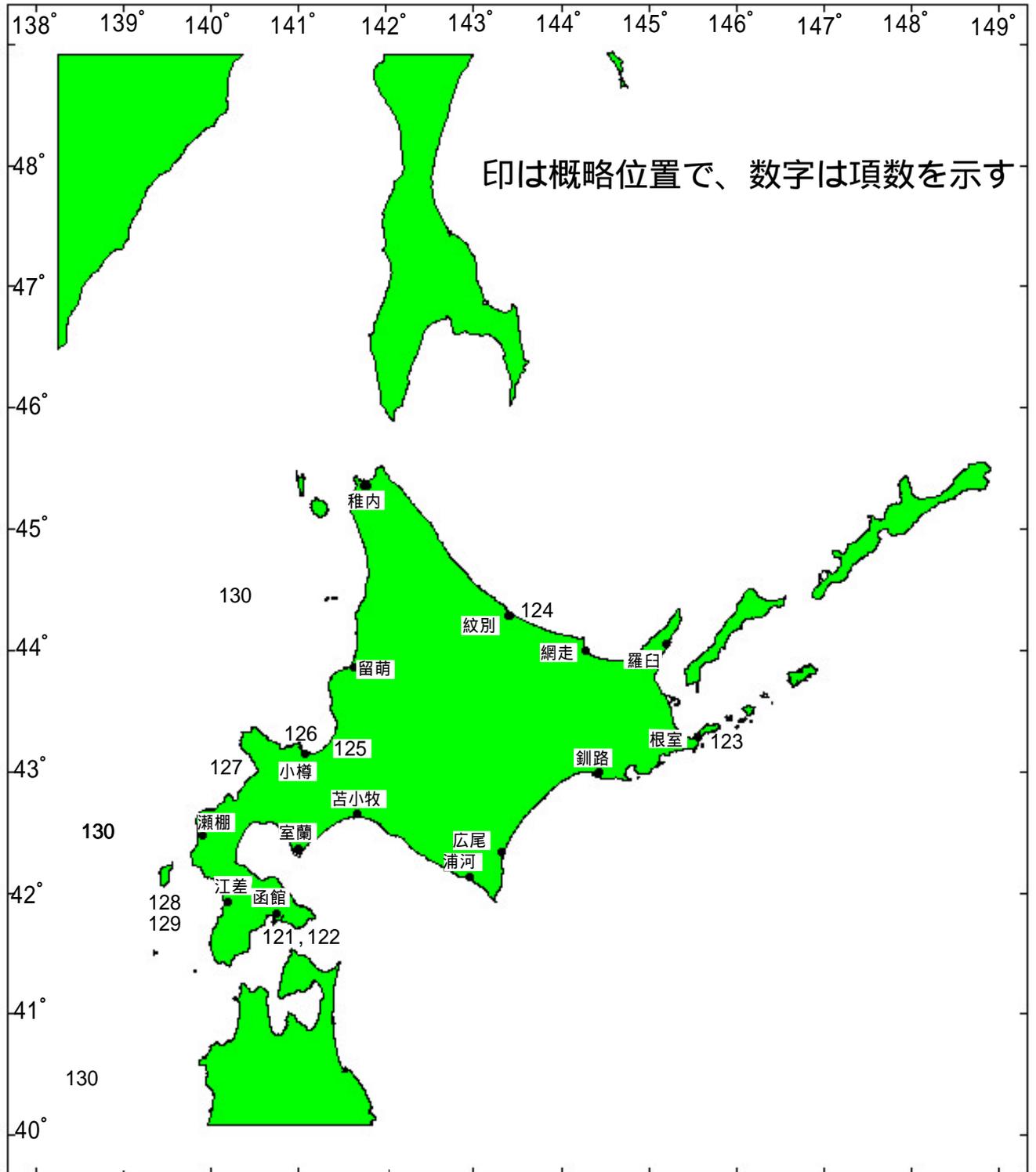
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町 5 番 3 号小樽港湾合同庁舎(5階)

TEL(0134)27-0118(内線2515) FAX(0134)32-9301

メールアドレス sodan1@jodc.go.jp

索引図

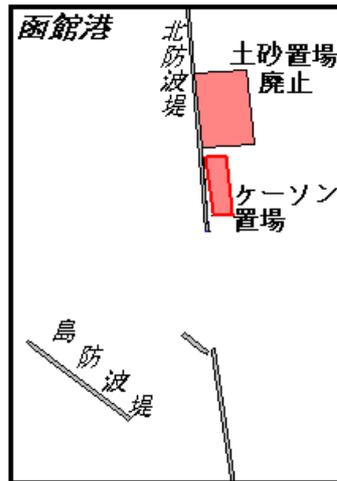


20年121項 北海道南岸 - 函館港、第4区 ケーソン置場設置

下記区域に、ケーソン置場が設置された。
 区域 下記4地点により囲まれる区域

- (1) 41-47-54.5N 140-41-59.8E
- (2) 41-48-00.3N 140-41-59.1E
- (3) 41-48-00.5N 140-42-01.5E
- (4) 41-47-54.6N 140-42-02.2E

海図 W6
 出所 函館港長



20年122項 北海道南岸 - 函館港、第4区 土砂置場廃止

下記位置の土砂置場は、廃止された。
 位置 41-48.1N 140-42.0E 付近 (前項図参照)

海図 W6
 出所 函館港長

20年123項 北海道東方 - 貝殻島 霧信号所廃止 (予告)

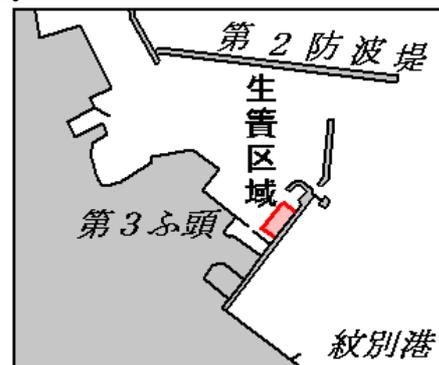
貝殻島霧信号所が廃止される。
 期日 平成20年3月31日
 位置 43-23.8N 145-51.5E
 海図 W8
 参照書誌 411 0155番
 出所 第一管区海上保安本部交通部

20年124項 北海道北岸 - 紋別港 生簀設置

下記区域で、生簀 (サケ・マス稚魚育成施設) が設置される。

期間 平成20年4月1日～6月20日
 区域 下記4地点を順に結ぶ線と陸岸に囲まれた区域
 (1) 44-20-10.5N 143-22-45.8E (岸線上)
 (2) 44-20-12.5N 143-22-42.1E
 (3) 44-20-07.4N 143-22-36.6E
 (4) 44-20-05.4N 143-22-40.2E (岸線上)

標識 上記(2)(3)に赤旗ボンデン・灯付浮標設置
 海図 W29(紋別港)
 出所 紋別海上保安部



20年125項 北海道西岸 - 石狩湾港 防砂堤完成

下記区域で、防砂堤が完成している。

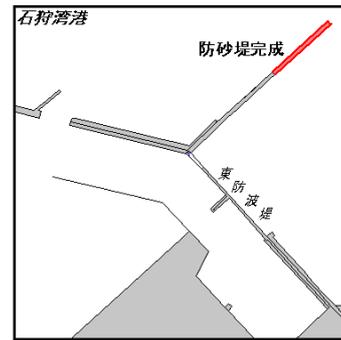
区 域 下記2地点を結ぶ幅約9m

(1) 43-13-24.7N 141-18-33.7E

(2) 43-13-20.4N 141-18-27.1E(既設防砂堤東端)

海 図 W7

出 所 小樽海上保安部



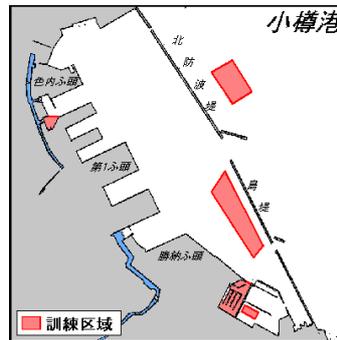
20年126項 北海道西岸 - 小樽港、第1区~3区 小型船舶操縦訓練

下図に示す4区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

期 間 平成20年4月1日~12月31日

海 図 W5

出 所 小樽港長



20年127項 北海道西岸 - 岩内港 防波堤について

一管区水路通報15年8号68項削除

防波堤の現状は以下のとおりである。

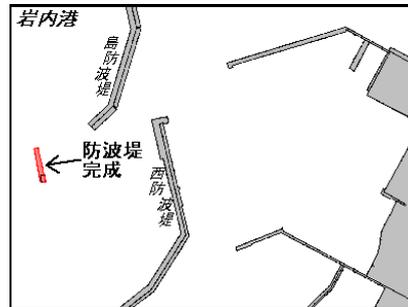
区 域 下記2地点を結ぶ線上、幅16.5m

(1) 42-59-40.8N 140-30-12.8E

(2) 42-59-45.1N 140-30-11.5E

海 図 W39(岩内港)

出 所 小樽海上保安部



20年128項 北海道西岸 - 奥尻島、青苗港 消波ブロック一部撤去

下記区域に据付けられていた消波ブロックは、撤去されている。

区 域 下記3地点を結ぶ線上付近

(1) 42-03-34.3N 139-27-09.5E(既設消波ブロック南端)

(2) 42-03-37.3N 139-27-08.7E

(3) 42-03-40.7N 139-27-12.5E

海 図 W32(青苗港)

出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



20年129項 北海道西岸 - 奥尻島、青苗港 岸壁築造工事

下記区域で、岸壁築造工事が実施されている。

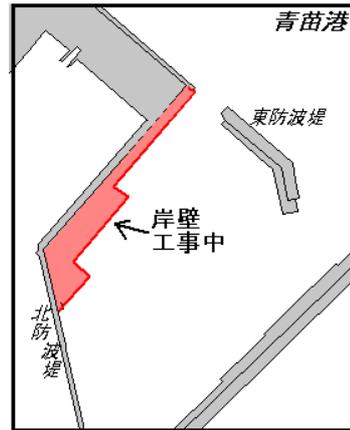
期 間 当分の間

区 域 下記7地点により囲まれる区域

- (1) 42-03-43.3N 139-27-15.4E(岸線上)
- (2) 42-03-43.1N 139-27-15.8E
- (3) 42-03-39.7N 139-27-11.9E
- (4) 42-03-39.3N 139-27-12.6E
- (5) 42-03-37.0N 139-27-09.9E
- (6) 42-03-36.4N 139-27-10.7E
- (7) 42-03-35.2N 139-27-09.2E(岸線上)

海 図 W32(青苗港)

出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



20年130項 日本海北部 - 猿山岬南西方～礼文島北西方 さけ・ます流し網漁業
 下記区域で、さけ・ます流し網漁業が実施されている。

期 間 平成20年7月5日まで

区 域 下記22点(各概位)を順に結んだ線の沖合海面、ただし北緯37度11秒以南、北緯46度7秒以北、
 舳倉島及び佐渡島の各距岸15M以内、小島及び大島の各距岸5M以内の海面を除く。

- (1) 37-00.2N 135-59.4E
- (2) 37-40.7N 136-16.9E
- (3) 37-53.0N 136-52.8E
- (4) 37-28.2N 137-45.8E
- (5) 38-34.8N 138-30.8E
- (6) 38-34.3N 139-05.3E
- (7) 39-15.5N 139-28.7E
- (8) 40-00.4N 139-16.0E
- (9) 40-36.7N 139-25.6E
- (10) 41-14.7N 140-02.4E
- (11) 41-21.8N 139-49.1E (小島東岸)
- (12) 41-56.6N 139-30.6E
- (13) 41-57.1N 139-04.8E
- (14) 42-22.1N 139-04.8E
- (15) 42-22.1N 139-33.5E
- (16) 42-36.7N 139-33.5E
- (17) 43-00.1N 140-11.4E
- (18) 43-26.9N 140-11.4E
- (19) 43-43.5N 141-00.9E
- (20) 45-00.1N 141-01.5E
- (21) 45-00.2N 140-39.8E
- (22) 46-00.1N 140-39.8E

備 考 漁網(長さ12,000m以下)

海 図 W1004C(INT511)

出 所 海上保安庁海洋情報部